

廃第450号-3
令和5年7月11日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部長
(公印省略)

産業廃棄物処理業の許可の取消しについて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の3の2により、産業廃棄物処理業の許可を取り消しましたので、下記のとおり連絡いたします。

記

事業者の氏名又は名称	埼玉県新座市野火止二丁目6番25号 株式会社アトラス産業（代表取締役 社本 陽子） （法人番号3030001098441）
許可の番号	第01200184890号
処分の年月日	令和5年7月11日
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業許可の取消し
処分理由 〔該当条項を含む〕	株式会社アトラス産業は、破産手続開始の決定を受けたことにより、法第14条第5項第2号イで規定する法第7条第5項第4号ロに該当するに至ったことから、法第14条の3の2第1項第4号に該当する。

千葉県環境生活部
廃棄物指導課監視指導室
TEL 043-223-2684

廃第460号-3
令和5年7月11日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部長
(公印省略)

産業廃棄物処理業に係る行政処分（停止）について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の3により産業廃棄物処理業の事業停止を命じたので、下記のとおり連絡いたします。

記

事業者の氏名又は名称	千葉県千葉市中央区本千葉町10番23号 千葉緑環境システム株式会社（代表取締役 勝山 清一） （法人番号6040001063210）
許可の番号	第01220122120号
処分の年月日	令和5年7月11日
処分の内容	産業廃棄物処分業に係る事業の全部の停止（令和5年7月18日から令和5年8月16日までの30日間）
処分理由 〔該当条項を含む〕	千葉緑環境システム株式会社（以下「千葉緑」という。）は、産業廃棄物の発酵処理に当たり、法第14条第11項の規定により産業廃棄物処分業の許可に付された条件に違反した（以下「本件許可条件違反」という。）。 また、千葉緑の事業の用に供する発酵施設は、法第14条第10項第1号に規定する基準に適合しなくなった（以下「本件施設基準不適合」という。） さらに、千葉緑は、受託した産業廃棄物の処分を終了していないにもかかわらず、排出事業者に対して、処分を終了したものとする虚偽の産業廃棄物管理票の写しを送付し、または、処分を終了していないにもかかわらず、電子情報処理組織を使用して処分を終了したものとする虚偽の報告を行い、もって法第12条の4第3項の規定に違反した（以下「本件虚偽管理票写し送付・虚偽報告」という。）。 以上の本件許可条件違反、本件施設基準不適合及び本件虚偽管理票写し送付・虚偽報告の各事実は、法第14条の3各号に該当する。
備考	—

廢棄物指導課監視指導室

TEL 043-223-2684